

山口県報

令和5年
3月31日
(金曜日)

目 次

- 人委規則
等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三
- 監査規程
山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………三



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表六級の項中

「農林総合技術センター次長の職務」を「農林総合技術センター次長の職務
農林総合技術センター部長の職務」に、
「農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長の職務」を
「農林総合技術センター農業技術部柑きつ振興センター所長の職務」に、
農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長の職務
の職務
「室長の職務」
調整監の職務 に、「特別支援教育推進室長の職務」を
主幹の職務
「特別支援教育推進室長の職務」に、「監査監の職務」を「監査監の職務」に改め、同
教育情報化推進室次長の職務」
表七級の項中「農林総合技術センター部長の職務」の下に「（特に認めるもの）」を加
える。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表五級の項中「情報・手口分析官の職務」を
削り、同表七級の項中「サイバー犯罪対策官の職務」及び「情報・手口分析官の職務」
を削る。

別表のハ 研究職給料表等級別職務区分表三級の項中「農林総合技術センター林業技
術部林業研究室長の職務」を削り、同表四級の項中

「農林総合技術センター農業技術部柑きつ振興センター所長
の職務

農林総合技術センター室長の職務（林業技術部林業研究室
長の職務を除く。）
農林総合技術センター林業技術部林業研究室長の職務（特
に認めるもの）」

「農林総合技術センター室長の職務」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「デジタル推進局長」を

「本庁部次長（人事委員会の定めるものに限る。）」

デジタル推進局長

に改め、「本庁部次長」の下に

「（人事委員会の定めるものを除く。）」を、「農林総合技術センター部長」の下に

「（人事委員会の定めるものに限る。）」を加え、「水産研究センター部長」を

のを除く。）

水産研究センター部長

「農林総合技術センター企画情報室長

農林総合技術センター農業技術部室長

農林総合技術センター農業技術部柑きつ振興セン

ター所長

農林総合技術センター農業技術部花き振興センター

所長

農林総合技術センター農業担い手支援部就農・技術

支援室長

「農林総合技術センター室長（人事委員会の定めるも

のを除く。）

農林総合技術センター農林業技術部柑きつ振興セン

ター所長

農林総合技術センター農林業技術部花き振興セン

ター所長

「農林総合技術センター経営高度化研究室長

農林総合技術センター畜産技術部室長」を

「農林総合技術センター室長（人事委員会の定めるも

のに限る。）

に改め、同表議会の事務部局の

項中「課長」を「課長

秘書室長」に、「秘書室長」を「調整監」に改め、同表教育委員会の

事務部局の項中「特別支援教育推進室長」を「特別支援教育推進室長」に改め、同表監

査委員の事務部局の項中「監査監」を「監査監」に改め、同表警察本部の項中「サイ

バー犯罪対策官」を削る。

「調整監」

「監査監」

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次

のように改正する。

別表中「つくば市」を「つくば市

豊田市」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の間年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

職員の間年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の間年等に関する規則（令和四年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次

のように改正する。

別表公安職給料表の項中「情報・手口分析官」を削り、同表研究職給料表の項中「農

林総合技術センター林業技術部林業研究室長」を削る。

附則

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「審議監 課長 主幹 課長補佐」を「課長 調整監 主幹」に改め、同表知事の事務局の項中「局長 理事」を「局長 理事（公立大学法人山口県立大学に派遣されるものを除く。）」に、「産業戦略部の総務調整班長」を「やまぐち未来のまち開発室の室長及び室次長」に、「人権対策室の室長及び室次長」を「人権対策室の室長及び室次長 産業脱炭素化推進室の室長及び室次長」に改め、「県史編さん室の室長及び室次長 セト、」を削り、「せきしよの船長」を「せきしよの船長 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室の室長及び室次長」に改め、「かいせい」の下に「及びすおう」を加え、同表教育委員会の事務局等の項中「室次長」を「室次長 教育情報推進室の室次長」に改め、同表監査委員事務局の項中「主幹（事務局の事務を総括するものに限る。）」を「調整監」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県監査委員規程第二号

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県監査委員

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「監査監」の下に「調整監」を加える。

第五条中第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 調整監は、上司の命を受けて調整に関する事務を処理する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁